

お客さま各位

「未利用口座の取扱い開始」および「未利用口座管理手数料の新設」について

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、長期間ご利用のない普通預金口座（総合口座・貯蓄預金口座を含む）を「未利用口座」としてお取扱いさせていただくことといたしました。

「未利用口座」としてお取扱いさせていただいた場合には、一定の条件のもと「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、口座の残高が本手数料以下となった場合には、口座残高全額をもって本手数料としてご負担いただいた上で、口座を解約させていただきます。

これは、お客さまに預金口座の恒常的なご利用をお願いするとともに、長期間利用されていない口座が不正に利用されることによる犯罪の発生やお客さまの被害を未然に防止することを目的とするものですので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

「未利用口座管理手数料」の概要	
内 容	長期間（2年以上）お預入れまたは払戻しがなく、口座残高が1万円未満に該当する口座に対し、「未利用口座管理手数料」をいただきます。
適 用 開 始	2024年10月1日（火）※2024年9月30日以降のお取引から
対象預金種類	普通預金（総合口座・無利息型普通預金含む）、貯蓄預金
未利用口座の条件	取扱開始日以降、毎年9月30日時点において、最終お取引日から2年以上一度もお取引がない口座。 ※お取引には、該当口座に対する利息付与、本手数料の引落しは含まれません。
未利用口座の対象外	・当該口座の預金残高が1万円以上である口座 ・同一店舗で定期性預金、当組合出資金がある場合 ・同一店舗でお借入れがある場合
管理手数料	年間 1,320円（消費税込）
未利用口座に対する取扱い	①対象のお客さまには、当組合へお届けのご住所宛てに「ご案内」を送付いたします。 ※ご案内が延着または到達しなかった時でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ②ご案内の発送後、一定期間（約3ヶ月）経過後も口座のご利用または解約のお手続きがない場合に本手数料を引き落としさせていただきます。
未利用口座の自動解約	口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を手数料に充当したうえで、口座を自動解約させていただきます。この場合、解約をもって手数料の徴収を終了し、別途ご負担いただくことはありません。 なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約後の口座の再利用には応じたくありませんので、予めご了承ください。